

家畜改良増殖法施行細則をここに公布する。

令和2年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

家畜改良増殖法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可証の様式)

第2条 省令第33条に規定する許可証は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

様式（第2条関係）

管理番号：第	号	
家畜人工授精所開設許可証		
開設者の氏名又は名称		
家畜人工授精所の名称及び所在地		
家畜の種類及びその家畜人工授精所の業務の別		
家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可する。		
年	月	日
広域振興局長 氏		名印

(A4)